

○浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(抜粋)

平成20年9月26日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表に掲げるとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、特別職の職員がその職に就いた日から支給する。

2 報酬は、特別職の職員が任期の満了、辞職、失職又は死亡によりその職を離れたときは、その日まで支給する。

第4条 日額で定める報酬は、勤務の都度これを支給する。この場合において、同一の日に2以上の職務に従事したときは、その日分の報酬は、いずれか多い一方を支給する。

2 月額で定める報酬は、浜田市職員の給与の支給に関する条例（平成17年浜田市条例第57号）の適用を受ける職員に対する給料の支給の例により支給する。この場合において、報酬を月の初日から末日まで支給するとき以外の場合は、報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

3 年額で定める報酬は、年に1回これを支給する。この場合において、報酬を年度の最初の月から最終の月まで支給するとき以外の場合は、報酬の額は、月割りによって計算する。

4 前項の場合において、月数の算定に当たって1月未満の日数が生じたときは、当該1月未満の日数に係る報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第5条 特別職の職員が、公務のため旅行したときは、常勤の特別職の職員の受ける旅費に相当する額の費用を弁償する。

2 特別職の職員が、市内又は江津市において法令、条例又は規則に定める会議等に出席したときは、浜田市職員等の旅費に関する条例（平成17年浜田市条例第61号。以下「旅費条例」という。）第16条の規定による車賃に相

当する額の費用を弁償する。ただし、その片道が2キロメートル未満のときは、支給しない。

- 3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、旅費条例の適用を受ける職員に対する旅費の支給の例による。

(平23条例4・一部改正)

(死亡した者に対する報酬等の支給)

第6条 死亡した者の報酬及び費用弁償は、その遺族に支給する。この場合において、支給順序は、恩給法（大正12年法律第48号）の例による。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平23条例4・一部改正)

別表（第2条関係）

区分	報酬額
浜田市行財政改革推進委員会委員	日額 6,000円